

発議第2号

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成28年3月11日提出

提出者 伊賀市議会議員

嶋岡 壯吉

赤堀 久実

上田 宗久

田山 宏弥

森岡 昭二

記

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年伊賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「議員の職を失ったときは」の次に「、当該議員（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は」を加える。

第6条第1項中「政務活動費の交付を受けた議員」の次に「（当該議員が死亡した場合にあっては、その相続人）」を加え、同条第3項中「議員の職を失ったときは」の次に「、当該議員（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は」を加える。

第7条第1項中「残余がある場合は」の次に「、当該議員（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）に」を加える。

第8条第2項中「議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる」を「収支報告書の写しを閲覧することができる」に改め、同条第3項中「、前項の規定による請求があったときは」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、収支報告書の保存及び閲覧に関し必要な事項は、議長が

別に定める。

第8条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定による閲覧は、収支報告書の提出期限の日から起算して45日を経過する日の翌日からすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第8条第2項から第5項までの規定は、平成28年度以後の政務活動費について適用し、平成27年度分までの政務活動費又は政務調査費については、なお従前の例による。